

# 憲法週間行事のご案内

5月11日(月)



午前9時45分から午後0時5分まで

憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日から7日までの1週間は「憲法週間」です。この期間は、憲法の意義を再確認するとともに、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割などを理解していただくきっかけとなるようにと設けられました。

裁判所、検察庁、法務局、弁護士会及び法テラスでは、記念行事を次のとおり共催します。この機会にどうぞお気軽にご参加ください！

裁判所、検察庁、法務局、弁護士会及び法テラスの各機関の役割や業務の説明を行います。

また、秋田地方裁判所の法廷施設の見学や、裁判官の法服を試着しての写真撮影などを予定しています(裁判傍聴はありません。)

## ★開催場所

秋田地方・家庭裁判所

(秋田市山王7丁目1-1)

## ★申込定員

20人(予約制、先着順)



## ☆申込方法

裁判所へ電話でお申込みください。

## ☆申込期間

4月13日(月)から4月24日(金)まで

受付時間9時から午後4時まで

※定員に達し次第、募集を終了させていただきます。

## ☆申込先

秋田地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

☎ 018-803-0181

